

いきいき山梨ねりんピック実行委員会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県知事（以下「知事」という。）は、いきいき山梨ねりんピック実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、実行委員会が高齢者総合スポーツ大会実施要領に基づく事業を実施するために要する経費で、知事が必要と認める事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象とする経費は、実行委員会が実施する補助対象事業に直接必要と知事が認める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が別に定める額とする。

(補助金交付の申請)

第5条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、事業開始年度の6月30日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付の決定を行い、決定の内容及び条件を付した場合においてはその条件を実行委員会に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 実行委員会は、補助金交付の決定を受けた後、その内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 経費の変更において、補助事業の各項目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更をするとき。
- (2) 事情変更等により生じた事業内容の変更において、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。

(補助金の交付)

第8条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が、補助金の交付について必要と認めるときは、概算払いすることができる。この場合において、実行委員会は、補助金概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 実行委員会は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助金実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合には、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、実行委員会に通知するものとする。

(証拠書類の整備及び保管)

第11条 実行委員会は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、事業完了の日の属する年度の終了後から5年間保管しておかななければならない。

附則

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

いきいき山梨ねんりんピック実行委員会
事業費補助金交付申請書

このことについて、別添計画書のとおり実施したいので、いきいき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 ¥
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書 (様式第 1 号の 2)
 - (2) 収支予算書 (様式第 1 号の 3)
 - (3) その他参考書類

様式第1号の2

事業計画書

| 実施期日 | 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|------|-----|------|----|
| | | | |

様式第1号の3

収支予算書

収入の部

単位：円

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|----|-----|----|
| | | |

支出の部

単位：円

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|----|-----|----|
| | | |

いきいき山梨ねんりんピック実行委員会
会長 殿

山梨県知事

いきいき山梨ねんりんピック実行委員会
事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったいきいき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項及びいきいき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条及び要綱第6条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあったいきいき山梨ねんりんピック実行委員会の事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

| | |
|------------|---|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
- 3 補助事業に要する経費の配分は、補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - A 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - I 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
- 5 補助事業の期間は、交付決定日から令和 年 月 日までとする。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

いきいき山梨ねんりんピック実行委員会
事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、いきいき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
印

いきいき山梨ねんりんピック実行委員会
事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあったいきいき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 円

2 内訳

| 補助金交付決定額 ① | 既概算交付額 ② | 差引額 ①-②=③ | 今回概算請求額 ④ | 備考 |
|---------------|-------------|--------------|--------------|----|
| | | | | |

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先銀行名 預別 (当座 ・ 普通)
口座名 No.

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

いきいき山梨ねんりんピック実行委員会
事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、いき
いき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報
告します。

- 1 事業報告書 (様式第 5 号の 2)
- 2 収支決算書 (様式第 5 号の 3)
- 3 その他参考書類

様式第5号の2

事業報告書

| 実施期日 | 事業名 | 事業内容 | 備考 |
|------|-----|------|----|
| | | | |

様式第5号の3

収支決算書

収入の部

| 科目 | 決算額 | 摘要 |
|----|-----|----|
| | | |

支出の部

| 科目 | 決算額 | 摘要 |
|----|-----|----|
| | | |